

令和7年度 介護老人保健施設に関する 留意事項等と事故報告

福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設運営担当

目 次

1

留意事項等

- (1) 令和6年度介護報酬改定事項（一部抜粋）
- (2) 日常生活費について
- (2) 加算に関するよくある問合せ
- (3) 届出提出について
- (4) 参考規程等、問合せ先について

2

事故報告について

- ・施設の事故報告について
- ・介護老人保健施設における事故

1 - (1) 令和6年度介護報酬改定事項（一部抜粋）

- ・協力医療機関との連携体制の構築
- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

・協力医療機関との連携体制の構築

【概要】

介護保険施設について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

【基準】

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めることを義務付ける（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）。<経過措置3年間（令和9年3月31日まで）>

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

→協力医療機関の届出について条例第32条第1項及び第2項の規定に基づき、要領別紙様式1「協力医療機関に関する届出書」により、協力医療機関の名称、対応確認日等について、都知事への報告が必要となります。各施設におかれましては、規則第9条の2の要件を満たす協力医療機関を確保し、対応方法を確認いただき届出書を御提出ください。届出書において、①～③の要件を満たす協力医療機関の記載漏れがないよう十分ご注意ください。

- ・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置

【概要】

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。<経過措置3年間（令和9年3月31日まで）>

本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討すること。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものであること。

また、本委員会は、定期的に開催することが必要であるが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化しないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めることが望ましい。

あわせて、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましい。また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

【参考：介護分野の生産性向上～お知らせ～（厚生労働省）】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>

1 – (2) 日常生活費について

■ 基本的な考え方

- ・ その他の日常生活費として入所者等に支払を求めることができる経費は、施設サービスの提供において供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る経費であって、その入所者等に負担させることが適當と認められるものである。入所者等又はその家族の自由な選択に基づき、施設がサービスの提供の一環として提供する日常生活に係る経費がこれに該当する。
- ・ 施設介護サービス費に含まれている経費については、その他の日常生活費として入所者等から支払を求めることはできない。

■ 入所者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合の留意事項

① 個人用の日用品について

一般的に介護の要不要にかかわらず入所者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって、入所者等の希望を確認した上で提供するものをいう。施設がすべての入所者等に対して一律に提供し、画一的に費用を徴収することは認められないこと。

② 日用品パック（セット）について

個人用の日用品については、基本的に入所者等の希望により個別の品目ごとに提供するものであるが、入所者等の身体状況や要望に対応した複数種類の日用品パック（セット）を設定し、入所者等又は家族の希望及び選択に基づき、次の点に留意した上で提供を行うことは差し支えないこと。

- 入所者等又は家族の希望に基づいて提供すること。
- 日用品パック（セット）の具体的な内容（品目及び数量）及び金額を明示すること。
- 日用品パック（セット）の種類（内容）は、入所者懇談会や家族会等の機会に要望等を確認し、必要に応じて内容の見直しを行うこと。

参考「入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）」（平成23年3月11日付22福保高施第2016号・22福保高介第1546号）

1 – (3) 加算に関するよくある問合せ

- ・短期集中/認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算
- ・栄養マネジメント強化加算
- ・協力医療機関連携加算
- ・高齢者施設等感染対策向上加算

短期集中/認知症短期集中リハビリテーション実施加算

【短期集中リハビリテーション実施加算例】

(例 1)

R7.7.1 R7.7.15

短期入所——老健入所——

- ・短期入所後リハビリを必要とする状態の原因となつた疾患等に変更無

→ 起算日はR7.7.1

(例 2)

R6.2.15 R7.7.1 R7.7.15 R7.7.30

老健退所 —短期入所—短期退所—老健入所

→ 起算日はR7.7.30

【認知症短期集中リハビリテーション実施加算例】

R7.8.15 R7.11.30 R8.1.15

老健入所——病院入院——老健再入所

- ・R7.8.15から3か月間加算算定済

→ 起算日はR8.1.15

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）・（Ⅱ）

【概要】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している施設において、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）として1日につき51単位を加算する。

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している施設において、在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）として1日につき51単位を加算する。

【注意点】

- ・2か月連続で現在取得中の区分の指標を満たさず、下位の区分となることが判明した。
- 速やかに取下げの手續が必要、別区分の加算を取得するためには加算を取得する月の1日までに届出を提出する必要有

栄養マネジメント強化加算

【概要】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき1単位を加算する。

【厚生労働大臣が定める基準（算定要件）】

- (1) 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置すること
- (2) 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施すること。入所者が、対処する場合においても、管理栄養士が退所後の食事に関する相談支援を行うこと
- (3) 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること
- (4) 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の適切かつ有効な施のために必要な情報を活用していること

栄養マネジメント強化加算

【例 1】入所者数 80 名

-   常勤の管理栄養士 1 名、常勤の栄養士 1 名の場合

$$80 \text{ (名)} \div 70 = 1.1$$

- 常勤換算方法で 1.1 名以上の管理栄養士が必要
- 常勤換算方法で 1.0 名の管理栄養士しかいないため、算定不可能

【例 2】入所者数 80 名

-   常勤の管理栄養士 1 名
業務委託先に管理栄養士 1 名在籍

$$80 \text{ (名)} \div 50 = 1.6$$

- 常勤換算方法で 1.6 名以上の管理栄養士が必要
- 常勤換算方法で 1.0 名の管理栄養士しかいない（業務委託先の管理栄養士は含めない）ため、算定不可能

【注意点】

- 常勤の栄養士が在籍していない場合の除数は「50」
- 除して得た数に対して常勤換算方法の管理栄養士で算定可能か確認
- 委託先の栄養士は加算の算定に含めることができない。

協力医療機関連携加算

【算定要件等】

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催していること。

協力医療機関が(1)協力医療機関の要件を満たす場合 50単位/月
(2)それ以外の場合 5単位/月（新設）

【FAQ】

1 連携する医療機関は併設医療機関でも可能か。

→可能

2 加算を取得する場合の提出物を教えてほしい。

→要領別紙様式1「協力医療機関に関する届出書」を担当宛に提出する必要があります。

高齢者施設等感染対策向上加算

【算定要件等】

＜高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）＞（新設） 10単位/月

- 感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

＜高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）＞（新設） 5単位/月

- 診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。

【FAQ】

1. 加算Ⅰと加算Ⅱで併算定は可能か。

→可能

2. 併設医療機関でも算定可能か。

→可能

3. 加算（Ⅱ）について、実地指導（3年に1回以上）を受けていることが要件にあるが、令和6年4月以前に実地指導を受けている場合には、4月から加算を算定してもよいのか。

→令和6年4月以前に新型コロナウイルス感染症等に対する感染対策として、医療機関の医師若しくは看護師等による実地指導又は厚生労働省の事業※において実施された実地研修を受けている場合は、実地指導又は実地研修を受けた日から起算して3年間算定可能。ただし、感染対策向上加算に係る届出を行っている医療機関の医師若しくは看護師等による実地指導又は厚生労働省の事業において実施された実地研修であること。

※ 令和3年度、令和4年度「介護サービス類型に応じた感染症対策向上による業務継続支援業務」における感染症の専門家による実地での研修、令和5年度「感染症の感染対策及び業務継続（BCP）策定に係る調査研究及び当該調査研究を踏まえた研修業務」における感染症の専門家による実地での研修※令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 1）（令和6年3月15日の問133を参照）

1 – (4) 届出提出について

東京都への変更許可申請・変更届

東京都の変更許可・変更届出が必要な事項の一覧は、以下のホームページでご確認いただけます。

東京都福祉局 > **高齢者** > 高齢者施設 > 介護老人保健施設
> 介護老人保健施設の変更許可申請・変更届出様式 > 提出先・問い合わせ先

東京都 TOKYO METROPOLITAN GOVERNMENT

都全体で探す

目的別 >

分野別 >

組織別 >

キーワード検索

福祉局

Bureau of Social Welfare

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更

局の分野別 組織情報 採用情報 届出・申請 資格・試験・免許 条例・計画・審議会 調査・統計 刊行物・動画

お知らせ お問い合わせ

子供家庭 高齢者 障害者 生活の福祉 福祉の基盤づくり 保健・医療

保健・医療

分野から探す

子供家庭

高齢者

障害者

高齢者支援認知症対策、介護など

障害者自立支援、社会参加の推進など

MyTOKYO

東京都の公式ポータルサイト

東京都への変更許可申請・変更届

東京都の変更許可・変更届出が必要な事項の一覧は、以下のホームページでご確認いただけます。

東京都福祉局 > 高齢者 > **高齢者施設** > 介護老人保健施設
> 介護老人保健施設の変更許可申請・変更届出様式 > 提出先・問い合わせ先

The screenshot shows a navigation bar with categories: 子供家庭, 高齢者 (highlighted with a red border), 障害者, 生活の福祉, 福祉の基盤づくり, and 保健・医療. Below the bar, a heading '高齢者施設' is also highlighted with a red border. The main content area contains a message about the page being for the Tokyo Metropolitan Government's elderly care facility section, followed by a list of five support programs.

東京都福祉局の高齢者施設(高齢者)のページです。

- › [令和6年度特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援事業](#)
- › [令和5年度介護施設等における掃除・配膳ロボット導入支援事業](#)
- › [令和5年度高齢者施設における分身ロボット活用支援事業](#)
- › [令和5年度東京都高齢者施設等事業継続支援事業（令和5年4月1日から令和5年5月7日分まで）](#)
- › [令和4年度東京都高齢者施設等事業継続支援事業（令和4年11月から令和5年3月分）](#)

東京都への変更許可申請・変更届

東京都の変更許可・変更届出が必要な事項の一覧は、以下のホームページでご確認いただけます。

東京都福祉局 > 高齢者 > 高齢者施設 > **介護老人保健施設**
> **介護老人保健施設の変更許可申請・変更届出様式**

- > [特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）](#)
- > **介護老人保健施設**
- > [養護老人ホーム](#)
- > [軽費老人ホーム](#)
- > [都市型軽費老人ホーム](#)
- > [介護医療院](#)
- > [有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）](#)
- > [認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）](#)
- > [様式（高齢者施設共通）](#)
- > [事業者へのお知らせ（通知文書等）](#)
- > [施設一覧](#)



[福祉局トップ](#) > [高齢者](#) > [高齢者施設](#) > [介護老人保健施設](#)

介護老人保健施設

- > [介護老人保健施設の耐震診断・耐震改修費補助事業](#)
- > [介護老人保健施設設整備費補助制度について](#)
- > [令和6年度東京都介護老人保健施設設整備費補助事業の事前協議について](#)
- > [介護老人保健施設・促進係数一覧（協議用）](#)
- > [介護老人保健施設の開設許可に係るお手続きについて](#)
- > **介護老人保健施設の変更許可申請・変更届出等様式**
- > [介護老人保健施設設整備費補助金に係る都内公示の公表](#)
- > [条例・規則・要領](#)
- > [整備基本指針・補助要綱・審査要領・審査基準](#)
- > [介護老人保健施設 各区市町村等事業者公募状況](#)

東京都への変更許可申請・変更届

東京都の変更許可・変更届出が必要な事項の一覧は、以下のホームページでご確認いただけます。

東京都福祉局 > 高齢者 > 高齢者施設 > 介護老人保健施設

> 介護老人保健施設の変更許可申請・変更届出様式 > 変更事項及び提出先のご案内

介護老人保健施設の変更許可申請・変更届出等様式

[変更事項及び提出先のご案内 \(Excel : 23KB\)](#)

[お問合せフォーム](#)

運営、介護報酬の算定等に関するお問合せはこちらからお願いいたします。



～介護老人保健施設の変更許可申請・変更届の適用区分～

介護老人保健施設に関する申請・届出の基準は以下のとおりです。

※施設運営担当への質問は、お問合せフォームからお願い致します。

事業種別	変更事項	変更許可申請	管理者承認申請書	変更届	
		別紙様式 第一号（〇）	別紙様式 第一号（+）	変更届出書 (各欄)	変更届出書 (みなし届出書) (みなし届出用紙)
介護老人保健施設	施設整備担当			施設運営担当	
		03-5320-4266		03-5320-4264	
	○ 開設者の名称・主たる事務所の所在地・代表者氏名・生年 月日・住所・職名の変更			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	○ 施設（事業所）の名称及び所在地			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	○ 開設者の登記事項証明書又は条例			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	○ 事業所の種別				<input type="radio"/>
	○ 事業所の平面図及び設備の概要	<input type="radio"/>			
	○ 事業所の廃止、休止又は再開			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
1 敷地の面積及び平面図並びに敷地周囲の見取り図					
<input type="checkbox"/> 敷地の面積及び平面図					
2 建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要					
<input type="checkbox"/> 建物の構造概要					
<input type="checkbox"/> 平面図					
<input type="checkbox"/> 施設及び構造設備の概要					
3 施設の共用の有無及び共用の場合の利用計画					
<input type="checkbox"/> 施設の共用の有無・共用部分の利用計画					
4 協力医療機関又は協力歯科医療機関					
<input type="checkbox"/> 協力医療機関の変更					
<input type="checkbox"/> 協力医療機関の名称、診療科名及び契約内容					
<input type="checkbox"/> 協力歯科医療機関の名称、診療科名及び契約内容					
5 入所定員					
<input type="checkbox"/> 入所定員の増員及び療養室の定員の増員					
6 職員					

1 運営情報	<input type="checkbox"/> 事業の目的及び運営の方針				
	<input type="checkbox"/> 従業員の職種、員数及び業務の内容				
	<input type="checkbox"/> 営業日及び営業時間				
	<input type="checkbox"/> 利用定員				
	<input type="checkbox"/> 事業の内容及び利用料その他の費用の額				
	<input type="checkbox"/> 普通の事業の実施地域				
	<input type="checkbox"/> 施設利用に当たっての留意事項				
	<input type="checkbox"/> 非常災害対策				
	<input type="checkbox"/> その他運営に関する重要な事項				
	<input type="checkbox"/> 管理者の氏名及び住所				
2 通所定員の変更等					
<input type="checkbox"/> 利用定員増・減					

本体老健の管理者と同一人物が管理者である場合、本体老健の変更申請・届出のみで足ります。

本体老健の管理者と同一人物が管理者である場合、本体老健の変更申請・届出のみで足ります。

※画面・裏面の変更を行った場合には、裏面に変更許可申請を行い、変更許可を受ける必要があります。

電子申請による届出の受付について

- ・ 変更届は本年11月から電子申請・届出システムによる提出も受け付けています。令和7年度中に限り、従来通り郵送による紙媒体の届出も受け付けますが、**令和8年度からは全ての施設・事業所で電子申請・届出システムをご利用いただきますのでご注意ください。**
- ・ 電子申請・届出システムログイン
システム利用時にはGビズIDが必要です。GビズIDのアカウント作成方法については、デジタル庁のホームページ又は「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き（事業者向け）」を確認ください。（P11～34「GビズIDの取得」）
- ・ デジタル庁ホームページ GビズID
- ・ 指定申請の手引き
- ・ 「電子申請・届出システム」操作ガイド・マニュアル

食費・居住費変更時の手続の流れ

1 施設支援課宛てに変更の根拠資料（積算根拠、近隣施設の費用）を提出

（フォーム：

<https://80ca9d38.form.kintoneapp.com/public/6dea9116994d5b3231f3e527f48e8c92538ce0077be778c3f74d5d05f224f025>

2 施設支援課で根拠資料の内容を確認

3 （根拠資料の内容に問題がなければ、）施設支援課から施設に変更届（運営規程の変更）の提出を案内

4 施設が変更届（運営規程の変更）を提出

※「食費」、「居住費」の変更届はありません。「食費」、「居住費」の変更に伴い、運営規程が変更となるため、変更届（運営規程の変更）の提出が必要となります。

加算届について

東京都へ届出が必要な加算の一覧は、以下のホームページでご確認いただけます。

東京都福祉局 > 高齢者 > 高齢者施設 > 介護老人保健施設
> 介護老人保健施設の変更許可申請・変更届出様式 > 加算届

加算届

- [!\[\]\(922b182346c01917b67bff49eb3a8e9e_img.jpg\) 届出必要書類一覧 \(Excel : 75KB\) !\[\]\(02daf5ad2ca667e452fb4150720782b5_img.jpg\)](#)
- [!\[\]\(d7242dbdaf905d0fd48bb0424abe7c91_img.jpg\) 令和6年6月改定 介護報酬加算届出様式（老健入所）\(Excel : 949KB\) !\[\]\(9275332e69382d546c74b3064470d918_img.jpg\)](#)
- [!\[\]\(3fc9f3a402cc3ee901bc9aaa1121885f_img.jpg\) 令和6年6月改定 介護報酬加算届出様式（老健みなし短期療養）\(Excel : 752KB\) !\[\]\(641042aa9b9044b65a1fd8113a75a4e3_img.jpg\)](#)
- [!\[\]\(438da9fd5100d57502e8e653b66e489d_img.jpg\) 令和6年6月改定 介護報酬加算届出様式（老健みなし通所リハ）\(Excel : 385KB\) !\[\]\(cc406e92de2f5b51e5b21db3b0cefa50_img.jpg\)](#)
- > [R6介護報酬改定については、こちらをご覧ください。](#)
- > [介護保険最新情報（厚生労働省通知）については、こちらをご覧ください。](#)
- > [介護職員処遇改善加算については、こちらをご覧ください。](#)

加算届について

加算届出必要書類一覧（赤枠に記載のない項目は東京都への届出不要。）

加算届について

東京都へ届出が必要な加算届の様式は、以下のホームページでご確認いただけます。

東京都福祉局 > 高齢者 > 高齢者施設 > 介護老人保健施設
> 介護老人保健施設の変更許可申請・変更届出様式 > 加算届

加算届

□ [届出必要書類一覧 \(Excel : 75KB\)](#)

□ [令和6年6月改定 介護報酬加算届出様式（老健入所）\(Excel : 949KB\)](#)

□ [令和6年6月改定 介護報酬加算届出様式（老健みなし短期療養）\(Excel : 752KB\)](#)

□ [令和6年6月改定 介護報酬加算届出様式（老健みなし通所リハ）\(Excel : 385KB\)](#)

› [R6介護報酬改定については、こちらをご覧ください。](#)

› [介護保険最新情報（厚生労働省通知）については、こちらをご覧ください。](#)

› [介護職員処遇改善加算については、こちらをご覧ください。](#)

加算届について

介護老人保健施設／通所リハビリテーション／短期入所

→施設支援課へ提出

→**毎月 1 日締切**、当月より適用

例) 1 1月 1 日まで提出 → 1 1月より適用

訪問リハビリテーション (問合せ先：介護保険課)

→東京都福祉保健財団へ提出

→**適用月の前月 15 日締切**

例) 1 1月 15 日までに提出 1 2月より適用

1 – (5) 参考規程等、問合せ先について

参考規程等

(1) 令和 6 年度介護報酬改定の主な事項

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001300143.pdf>

(2) 令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf>

(3) 令和 6 年度介護報酬改定 Q & A (Vol. 1) ~ (Vol. 11)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

(4) 介護サービス関係 Q & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

(5) 介護報酬の解釈 (1) ~ (3)



問合せ先

【東京都問い合わせフォーム】

東京都福祉局>高齢者>高齢者施設>事業者へのお知らせ（通知文書等）>施設サービスに関するお問い合わせ・事故報告書の提出

[問い合わせフォーム](#)

2 事故報告について

2-1 事故報告（施設の事故報告について）

【報告が必要な事故（区市町村に報告する事故）】

報告をする事故については、区市町村がそれぞれ定めており、その定めに従って報告することになります。

なお、都においては「介護保険事業者における事故報告取扱要領」により、「事故の範囲」の例について、次のスライドのとおり区市町村に示しています。

2 – 1 事故報告（施設の事故報告について）

（事故の範囲）

第3条 報告すべき事故の範囲は、事業者の責任の有無にかかわらず、介護サービス又は宿泊サービスの提供に伴い発生した事故とし、次の各号に該当するものとする。

一 原因等が次のいずれかに該当する場合

- (1) 身体不自由又は認知症等に起因するもの
- (2) 施設の設備等に起因するもの
- (3) 感染症、食中毒又は疥癬の発生
- (4) 地震等の自然災害、火災又は交通事故
- (5) 職員、利用者又は第三者の故意又は過失による行為及びそれらが疑われる場合
- (6) 原因を特定できない場合

二 次のいずれかに該当する被害又は影響を生じた場合

- (1) 利用者が死亡、けが等、身体的又は精神的被害を受けた場合
- (2) 利用者が経済的損失を受けた場合
- (3) 利用者が加害者となった場合
- (4) その他、事業所のサービス提供等に重大な支障を伴う場合

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に該当する場合を含め、報告を要しないものとすることができる。

一 比較的軽易なけがの場合

2 – 1 事故報告（施設の事故報告について）

【報告が必要な事故（東京都に報告する重大な事故）】

重大な事故とは、以下のような事故をいいます。

- (1) 入所者および利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合
- (2) 食中毒や感染症、その他、入所者に感染が拡大しているもの
- (3) その他、施設運営にかかる重大な事故等が発生した場合

施設において重大な事故が起こったとき、まずは都に電話で一報いただき、その後、事故報告書を所定のフォームから送信してください。

なお、事故報告書の様式は、区市町村に提出する様式等で構いませんが、事故の状況や経緯が分かるようにしてください。

5 事故報告（施設の事故報告について）

【報告が必要な重大な事故の例】

- ・ 死亡事故（看取り期や病気によることが明らかな場合は除く）
- ・ 転倒や送迎中の事故等により怪我が生じ、後日死亡した場合は、施設・事業所から死亡の報告を受けた段階で、速やかに都に報告してください。
- ・ 溺水、窒息、異物誤食・誤飲等の事故のうち死亡に至る危険性の高い事故や、後遺症の発生が危惧されるような大怪我が生じた場合
- ・ 入所者の離設、無断外出
- ・ 感染症や食中毒の発生（感染者等が10名以上発生した場合）
- ・ 施設・事業所での火災又は自然災害の発生により、サービス提供等に重大な支障が生じる場合。
- ・ 事業所内で暴力行為が発生したとき（職員、入所者又は利用者を問わない。）。
- ・ 職員が入所者、利用者又は家族の金品を着服するなど、財産上の損害を与えたとき。
- ・ 法令違反行為、著しい非行行為が発生したとき。
- ・ その他、警察の捜査が行われる場合（警察に相談又は通報が行われる場合を含む。）。

・注意事項

- ・近年様々なSNSが普及し、誰でも簡単に情報発信をすることができる。
- ・施設に関する公表していない情報や、業務上知り得たことを個人的に発信することは不適切。特に、利用者の個人情報（顔写真含む）の取扱いには注意が必要
- ・ひとたびインターネット上に拡散された情報は、消去が困難
- ・施設や法人に対する信頼を大きく損なうことになる

→若年層や外国にルーツのある職員にも施設内の勤務上のルールを正しく理解していただけよう、研修等の機会を捉えて周知徹底をお願いします。

2 – 1 事故報告（施設の事故報告について）

【都への事故等の報告先】

東京都福祉局>高齢者>高齢者施設>事業者へのお知らせ（通知文書等）>施設サービスに関するお問い合わせ・事故報告書の提出

[事故報告書提出フォーム](#)

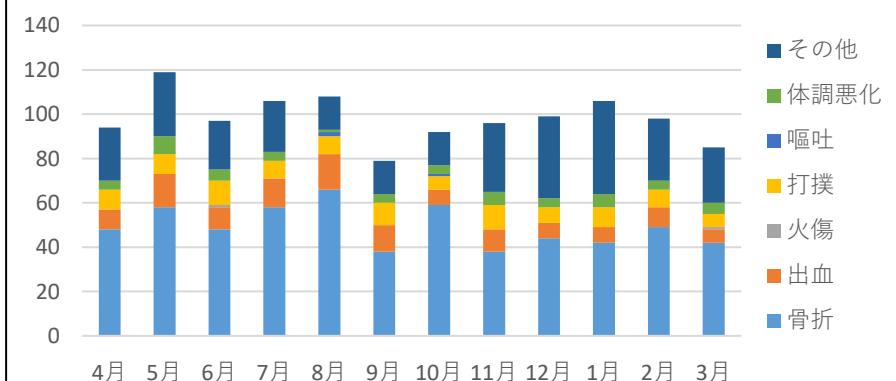
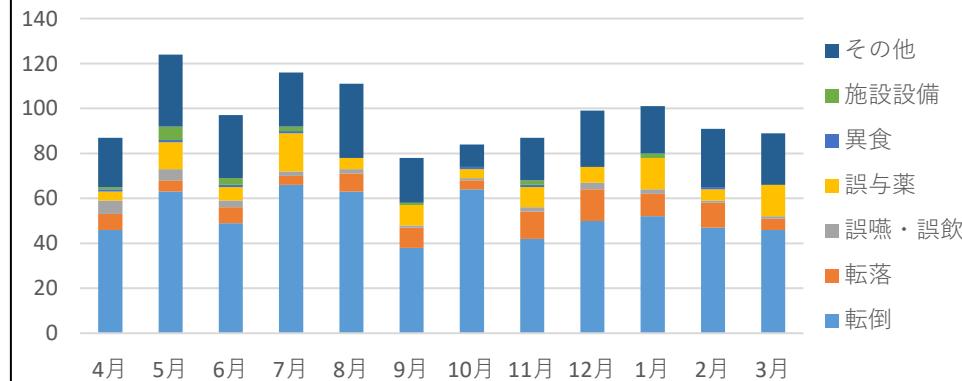
2 – 2 事故報告（介護老人保健施設における事故）

図表1 けが等の原因

	転倒	転落	誤嚥・誤飲	誤与薬	異食	施設設備	その他	計
4月	46	7	6	4	1	1	22	87
5月	63	5	5	12	1	6	32	124
6月	49	7	3	6	1	3	28	97
7月	66	4	2	17	1	2	24	116
8月	63	8	2	5	0	0	33	111
9月	38	9	1	9	0	1	20	78
10月	64	4	1	4	1	0	10	84
11月	42	12	2	9	1	2	19	87
12月	50	14	3	7	0	0	25	99
1月	52	10	2	14	0	2	21	101
2月	47	11	1	5	1	0	26	91
3月	46	5	1	14	0	0	23	89
年度計	626	96	29	106	7	17	283	1164
割合	54%	8%	2%	9%	1%	1%	24%	100%

図表2 けが等の状況

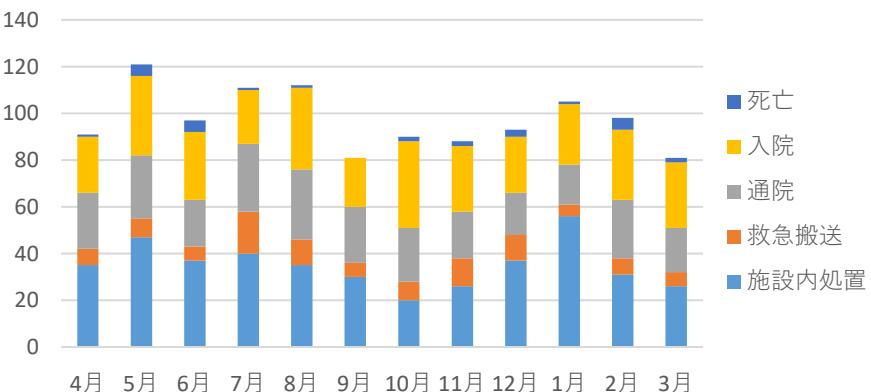
	骨折	出血	火傷	打撲	嘔吐	体調悪化	その他	計
4月	48	9	0	9	0	4	24	94
5月	58	15	0	9	0	8	29	119
6月	48	10	1	11	0	5	22	97
7月	58	13	0	8	0	4	23	106
8月	66	16	0	8	2	1	15	108
9月	38	12	0	10	0	4	15	79
10月	59	7	0	6	1	4	15	92
11月	38	10	0	11	0	6	31	96
12月	44	7	0	7	0	4	37	99
1月	42	7	0	9	0	6	42	106
2月	49	9	0	8	0	4	28	98
3月	42	6	1	6	0	5	25	85
年度計	590	121	2	102	3	55	306	1179
割合	50%	10%	0%	9%	0%	5%	26%	100%



2 - 2 事故報告（介護老人保健施設における事故）

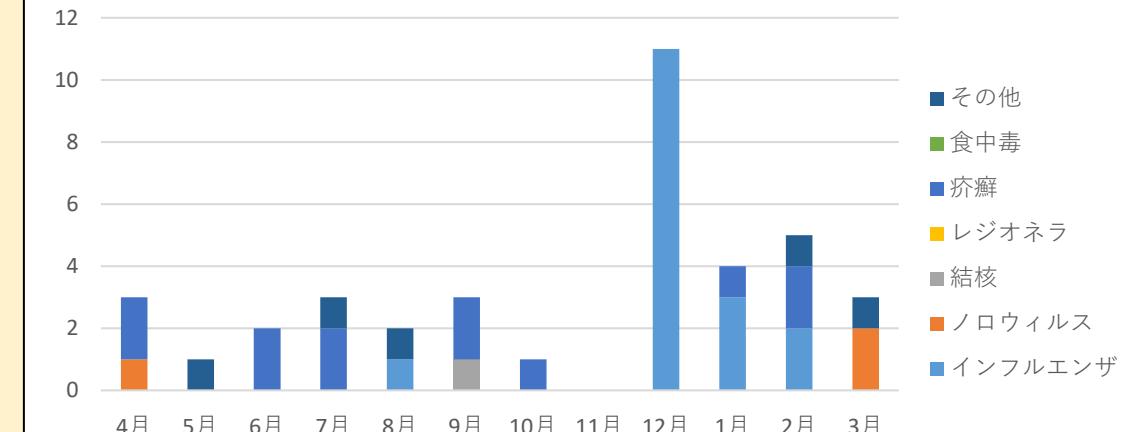
図表3 事故後の対応

	施設内処置	救急搬送	通院	入院	死亡	計
4月	35	7	24	24	1	91
5月	47	8	27	34	5	121
6月	37	6	20	29	5	97
7月	40	18	29	23	1	111
8月	35	11	30	35	1	112
9月	30	6	24	21	0	81
10月	20	8	23	37	2	90
11月	26	12	20	28	2	88
12月	37	11	18	24	3	93
1月	56	5	17	26	1	105
2月	31	7	25	30	5	98
3月	26	6	19	28	2	81
年度計	420	105	276	339	28	1168
割合	36%	9%	24%	29%	2%	100%



図表4 感染症の発生状況

	インフルエンザ	ノロウィルス	結核	レジオネラ	疥癬	食中毒	その他	計
4月	0	1	0	0	2	0	0	3
5月	0	0	0	0	0	0	1	1
6月	0	0	0	0	2	0	0	2
7月	0	0	0	0	2	0	1	3
8月	1	0	0	0	0	0	1	2
9月	0	0	1	0	2	0	0	3
10月	0	0	0	0	1	0	0	1
11月	0	0	0	0	0	0	0	0
12月	11	0	0	0	0	0	0	11
1月	3	0	0	0	1	0	0	4
2月	2	0	0	0	2	0	1	5
3月	0	2	0	0	0	0	1	3
年度計	17	3	1	0	12	0	5	38
割合	45%	8%	3%	0%	32%	0%	13%	100%



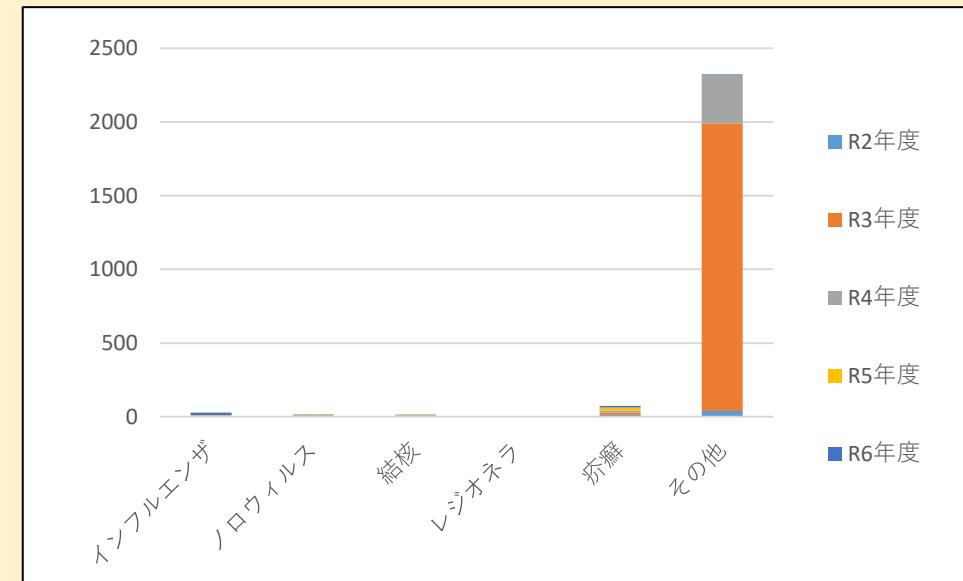
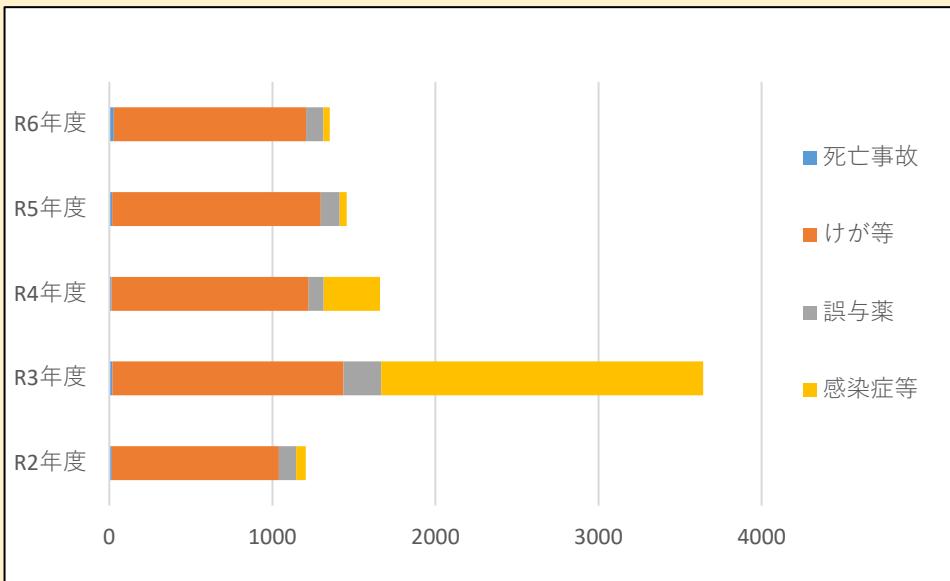
2 - 2 事故報告（介護老人保健施設における事故）

図表5 年度別事故内訳

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
死亡事故	16	19	14	18	28
けが等	1024	1418	1208	1278	1179
誤与薬	106	230	92	117	106
感染症等	58	1975	346	43	38
計	1204	3642	1660	1456	1351

図表6 年度別感染内訳

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
インフルエンザ	1	0	2	8	17
ノロウイルス	0	2	0	9	3
結核	5	4	1	3	1
レジオネラ	1	1	0	1	0
疥癬	12	15	14	21	12
その他	38	1953	328	0	5
計	57	1975	345	42	38



2 – 2 事故報告（介護老人保健施設における事故）

図表7 事故の発生場所

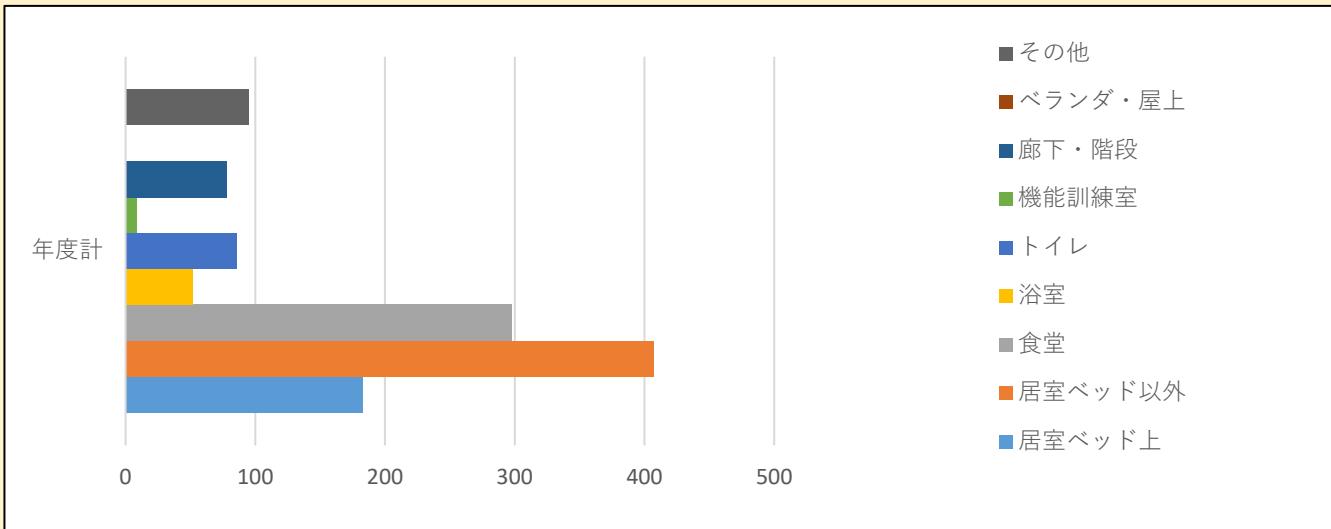
	居室ベッド上	居室ベッド以外	食堂	浴室	トイレ	機能訓練室	廊下・階段	ベランダ・屋上	その他	計
年度計	183	407	298	52	86	9	78	0	95	1208
割合	15%	34%	25%	4%	7%	1%	6%	0%	8%	100%

図表8 事故の発生時間

	6~10時	10~14時	14~18時	18~22時	22~6時	計
年度計	261	233	206	249	10	959
割合	27%	24%	21%	26%	1%	100%

図表9 事故発生時の状況

	介護・介助中	見守り中	職員不在時	単独事故	計
年度計	313	151	215	499	1178
割合	27%	13%	18%	42%	100%



【関係規定】

- ・東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 38条
- ・東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行規則 10条
- ・東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例施行要領 33

御清聴ありがとうございました